

売却区分番号	1079-1		
見積価額	¥2,639,000	公売保証金	¥300,000
財産の表示	1 所在地番 地目 地積 2 所在地番 地目 地積 3 所在地番 地目 地積 4 所在地番 地目 地積 5 所在地番 地目 地積 6 所在地番 地目 地積 7 (主である建物の表示) 所在 家屋番号 種類 構造 床面積 (附属建物の表示) 符号 種類 構造 床面積 符号 種類 構造 床面積 符号 種類 構造 床面積 符号 種類 構造 床面積 符号 種類 構造 床面積	兵庫県宝塚市上佐曾利字池ノ内 29番1 田 519 m <sup>2</sup> 兵庫県宝塚市上佐曾利字池ノ内 29番2 田 16 m <sup>2</sup> 兵庫県宝塚市上佐曾利字池ノ内 31番 宅地 466.11 m <sup>2</sup> 兵庫県宝塚市上佐曾利字池ノ内 32番 畠 109 m <sup>2</sup> 兵庫県宝塚市上佐曾利字池ノ内 36番 田 79 m <sup>2</sup> 兵庫県宝塚市上佐曾利字池ノ内 39番 雑種地 5.62 m <sup>2</sup> 兵庫県宝塚市上佐曾利字池ノ内 31番地 78番 居宅 木造草葺平家建 104.13 m <sup>2</sup> 1 倉庫 土蔵造瓦葺2階建 1階 13.22 m <sup>2</sup> 2階 13.22 m <sup>2</sup> 2 物置 木造草葺平家建 29.75 m <sup>2</sup> 3 物置 木造草葺平家建 19.83 m <sup>2</sup> 4 物置 木造瓦葺平家建 26.44 m <sup>2</sup>	

売却区分番号	1079-1		
見積価額	¥2,639,000	公売保証金	¥300,000
	以上登記簿による表示		
公法上の規制	市街化調整区域 建ぺい率 60% 容積率 100% 農業振興地域（農用地区域） 宅地造成等工事規制区域		
接道状況	公売財産は、東側で幅員約4.8メートルの舗装市道「1515号線」に、0～約1メートル低く接面する。		
地盤・地勢	公売財産1～6は、6筆一体で間口約80メートル、奥行き約30メートルの不整形な画地であり、地勢はほぼ平たんである。		
使用状況等	公売財産3には、プレハブの倉庫が存在する。 公売財産1の一部及び公売財産3は、公売財産7の敷地として利用されている。 公売財産7は建築年月日不詳であり、令和7年12月現在、利用されていないと見込まれる。 なお、公売財産1、2、4及び5には、令和7年5月現在、宝塚市農業委員会に届出された小作人等はない。		
管理状況等	一		
特記事項	公売財産は、縄伸びしていると見込まれる。 公売財産には、未登記建物が存在していると見込まれるが、詳細は不明である。 公売財産3には、滅失したと見込まれる建物登記（家屋番号31番）が存在する。 買受希望者は、入札期間中に入札書と併せて、「農地買受適格証明書」を提出すること。 権利移転及び危険負担の移転の時期は、農業委員会又は都道府県知事の許可若しくは届出の受理があった時とする。 公売財産には、電柱の支線が存在し、次の内容で契約されている。 土地利用料 年額1,870円		
住居表示等	兵庫県宝塚市上佐曾利字池ノ内31番ほか		
最寄駅等	能勢電鉄 日生線 日生中央駅 北西方約11.2キロメートル（道路距離）		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。 2 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。 3 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があつても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 4 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないので、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処理については買受人が行うことになります。 5 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 6 土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 7 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。		

売却区分番号	1079-1		
見積価額	¥2,639,000	公売保証金	¥300,000
	<p>ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。</p> <p>8 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。</p> <p>9 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。</p> <p>10 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>		

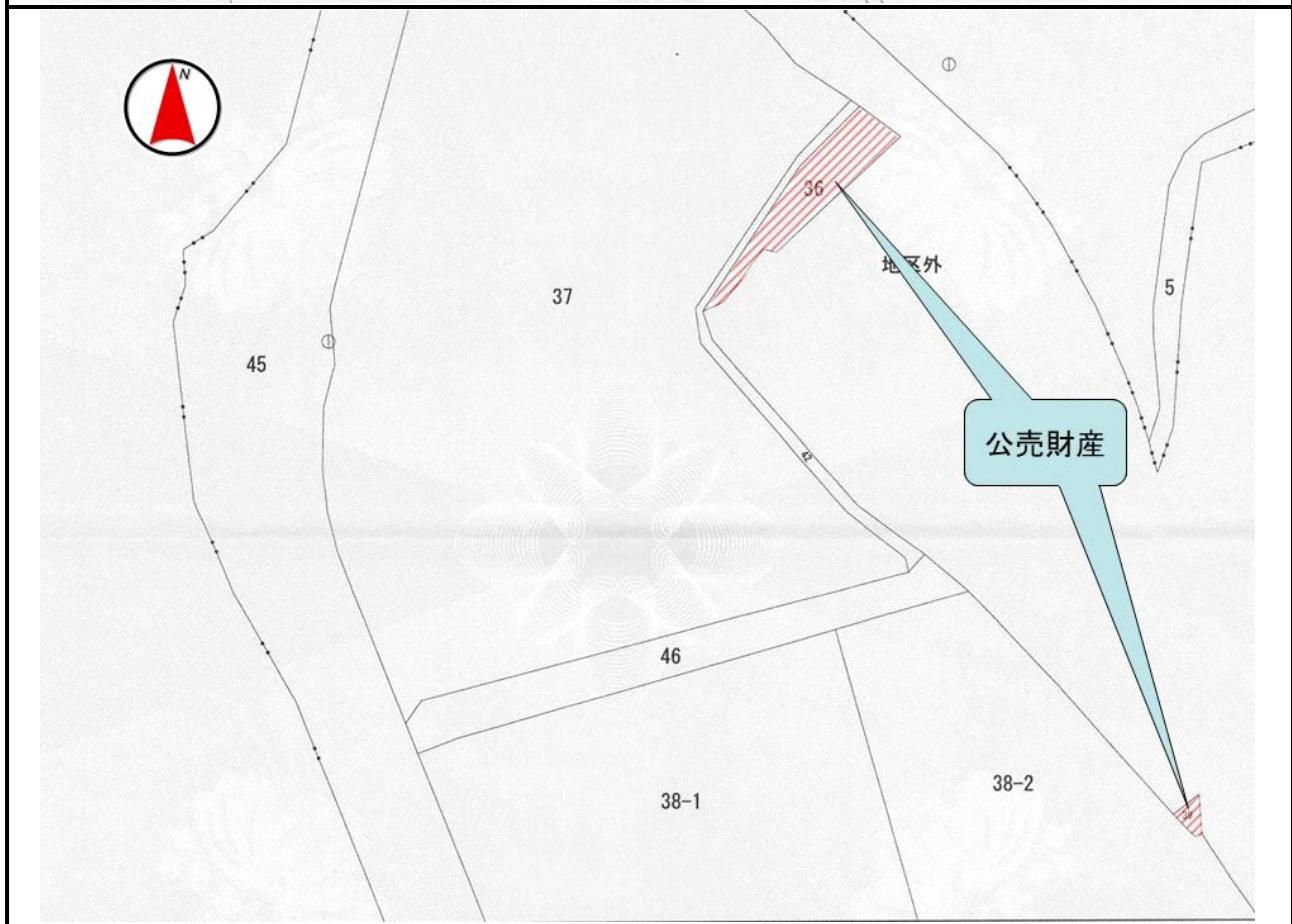
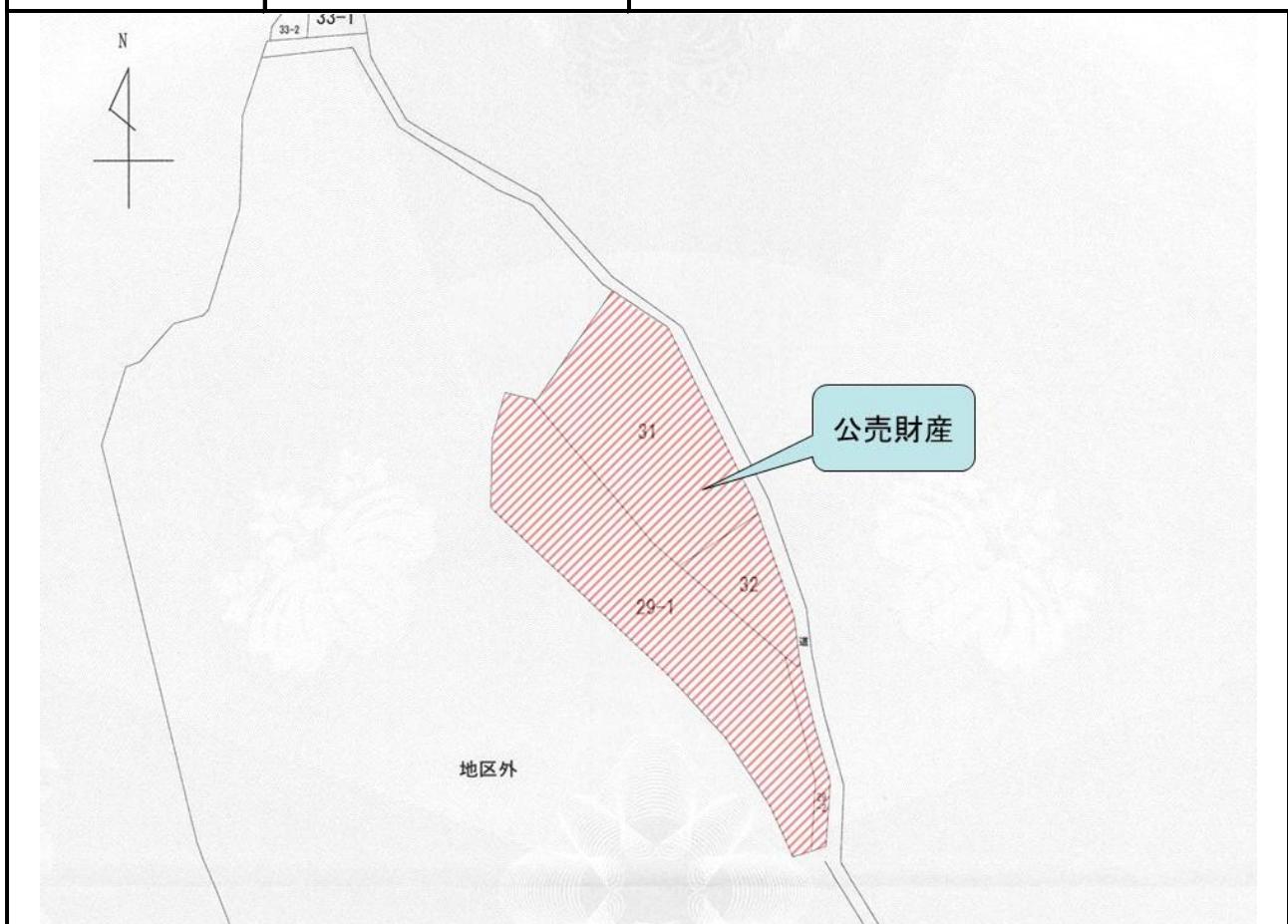
売却区分番号

1079-1



壳却区分番号

1079-1



売却区分番号

1079-1

